

第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（素案）に対する意見

【区分の凡例】

- A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）
- B 意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの
- C 今後の取組の参考とするもの
- D 計画案に反映できないもの
- E その他

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
1	水源の森林づくり事業の推進	<p>現状を考えた時、広葉樹林の整備面積の減少は評価できるが、どのような整備内容になるのかが見えてこない。</p> <p>また、これまで行ってきた森林整備の現状と対策を検討できるようなデータの確保と評価も必要と思う（事業評価と同様）。</p>	C	<p>広葉樹林の整備は、光環境の改善を図り下層植生の回復させることで土壌流出の防止を図る目的で受光伐を行ってきました。しかし、植生が回復し、伐採によって空間が開くことで、シカが集まってしまふ弊害も確認されてきました。</p> <p>そこで、今後は、シカの生息密度が高い箇所については最小限の伐採にとどめ、土壌保全工や植生保護柵の設置などを優先的に実施することを検討します。</p> <p>また、現在、整備効果を検証するためモニタリング調査を実施しておりますが、今後も継続して調査を実施します。</p>
2	水源の森林づくり事業の推進	<p>丹沢の水源林は、水源としての機能保全、生物の多様性の維持、林産物の有効利用システムの確立といった多重の目標を目指しているの、時には利害が対立することもあるでしょう。</p> <p>今後は 例えば国際的な森林認証などを導入するなどして 神奈川としての基本的な指針・判断基準を確立し、その考えに基づいて事業を進める方法を考えてはいかががでしょうか。</p>	B	<p>県民の森林に対する要請は、年々、高度化・多様化してきており、時には利害がかみ合わないこともありまが、県としては、「かながわ森林再生50年構想」を基本として、水源かん養をはじめとする公益的機能を高度に発揮する森林づくりに努めてまいります。</p>
3	水源の森林づくり事業の推進	<p>森林と河川はそれぞれ別の方法で水源機能を高め、県民に安定した水の供給がなされるように整備していく必要があるが、整備を進めて行くためには、自然の力を無視することは出来ない。</p> <p>19ページの「河川・水路における自然浄化対策の推進」においては、①の項目とし、「生態系に配慮した～」という項目がある。しかし、9ページの「水源の森林づくり事業の推進」には「生態系に配慮した～」という文言は含まれていない。</p> <p>「ねらい」の項では「豊かで活力ある森林を目指す」謳っているのであれば、「豊かな森林」とはすなわち生物多様性が維持されている森林であり、整備にあたっては「自然生態系」「動植物」に配慮しながら進めていくのが必須で、19ページ同様に「生態系に配慮した～」という1項目が設けられるべきである。</p> <p>また、点検結果報告書においても「森林施行は森林に生息する動物に配慮しながら進める必要があるため、施行時期や場所・方法等について注意する必要がある」という一文が加えられた経緯からみても9ページの1項目として『生態系に配慮した森林整備』を設け、『森林整備においては自然豊かな森を保全するため、生態系に配慮した森林環境の整備に取り組む』（19ページ文の文言を入れ替え）という一文を入れるべきと考える。</p> <p>もし、「生態系」について触れていなければ、河川では配慮するが森林では配慮しないととられる心配もある。</p>	B	<p>「水源の森林づくり事業」は、水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指しており、ご指摘の「生態系に配慮した森林整備」も重要な要素であると認識しています。</p> <p>このため、水源環境保全・再生施策大綱では、「森林の保全・再生」の将来像として、水源かん養や土砂流出防止、生物多様性の保全などを含めて「公益的機能」としており、生態系への配慮についても「公益的機能」の中を含めたものとして記載し、取り組んでおります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
4	水源の森林づくり事業の推進	<p>事業費13,409百万円が第1期に比して大幅減額であります。その理由を記載すべきと考えます。</p> <p>第2期においてシカ管理と長期委託契約が新たに新事業とされておりますので懸念を抱きます。</p>	B	<p>第1期計画と比較して「水源の森林づくり事業」の事業費が減額している主な理由は、森林の買取面積の計画量の減少によるものであり、その根拠となる確保面積量等については、数値を記載しております。</p> <p>なお、第2期実行5か年計画において新たに取り組む「シカ管理と連携した森林整備」や「長期受委託」制度に要する経費については、必要額を計上しております。</p>
5	水源の森林づくり事業の推進	<p>神奈川県は、平成18年に「かながわ森林再生50年構想」を策定し、県民協働で森林再生の長期的な取り組みを行うこととしており、素案の8頁ではその「50年構想」と水源林の目標林型が整合していない箇所があることを課題の一つとして挙げています。</p> <p>「50年構想」では、林道などから200m程度の範囲にある人工林については、適切な資源循環利用を行って花粉の少ないスギなどに植え替えながら、50年後には「森林循環を取り戻した持続可能な人工林」をめざすとしています。</p> <p>素案の9頁では、新たな水源林確保手法として、森林組合等が行う「長期受委託」を加えて公的管理・支援を進めることとしていますが、主な目標林型については従前どおりの4つの林型になっています。</p> <p>スギ、ヒノキなどの針葉樹は、環境資源だけではなく循環利用が可能な生産資源であり、林道などの基盤整備が行われている区域では、公的管理のもとで適切な整備や伐採利用、再造林が行われ、森林（資源）循環を進めることも重要であると考えます。</p> <p>このことから、「主な目標林型」については、「50年構想」の目指す森林の姿との整合性を踏まえて、「健全な人工林」や「資源循環による持続可能な人工林」という新たな目標林型を定めることが必要ではないでしょうか。</p>	A	<p>「水源の森林づくり事業」は、これまでも協力協約制度においては「健全な人工林」を目指した森林整備に取り組んでいましたが、「かながわ森林再生50年構想」との整合や長期受委託の推進等を図る観点から、今後は、林道周辺の「森林資源循環利用ゾーン」を中心に、新たな目標林型として「健全な人工林」を追加します。</p>
6	水源の森林づくり事業の推進	<p>水源林を守るには、多くの県民・市民に100年スパンの長期を見越して森林保護・森林整備をしていくことが必要ということをお分かりいただければと思います。</p> <p>戦後、仕方なかったとはいえ、経済的な視点ばかりでものごとを見て、昔からの知恵をおろそかにし、山をどんどん切り開いてきたことは反省をし、これからは山や森の近くの人ばかりでなく、みんなで守っていく、山や森を育てていけるようにしたいです。</p>	C	<p>県では、平成18年10月に「かながわ森林再生50年構想」を策定し、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、今後50年かけて県民の方々とともに森林再生の取り組みを進めることとしています。</p> <p>また、平成19年度からは水源環境保全・再生実行5か年計画を策定し、個人県民税の超過課税を財源として「水源の森林づくり事業」を実施しており、県民とともに森林整備を推進していると考えておりますので、この旨、県民への周知に努めてまいります。</p>
7	水源の森林づくり事業の推進	<p>神奈川の森林は着実に良くなっています。引き続き、着実な森林整備をお願いします。</p>	E	<p>水源環境の保全・再生を図るためには、長期の継続的な取り組みが必要であることから、平成24年度以降においても着実な森林整備を継続していくこととしています。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
8	水源の森林づくり事業の推進	水源保全という趣旨は理解出来るが、林業に従事する人材を育成しなければいけないと思う。 若年労働者が山の中でも仕事をできる環境等を整えていくべきだと思う。	B	人材育成については、林業への就業希望者から、中堅技術者、上級技術者まで、様々な技術レベルに応じた林業の担い手研修機関として、平成21年度にかながわ森林塾を開校しました。 また、林業の環境整備については、路網整備や高性能林業機械の導入、施業集約化の促進等により、労働強度の軽減を図りつつ、生産性の向上を図るための取組を進めています。さらに、県が発注する森林整備業務については、従来、夏以降に発注することがほとんどであったものを、作業の内容を見極めた上で、可能な限り春先の発注を増やすよう努め、林業作業の季節による偏りの解消に務めています。このような取組により森林組合や林業会社など林業事業体の収益向上や経営安定化を図り、林業労働者が安心して働ける環境作りや収入増につなげていきたいと考えています。
9	水源の森林づくり事業の推進	対象地域について、水源の森林エリアは61,555haであり、第1期計画では森林整備が進められ、成果を挙げられたとのこと。喜ばしいことですが、私が危惧するのは、森林エリアの私有林です。最近のニュースから、森林の所有者が、高齢化し、維持できなくなっていること及び外国人が水源の森林を購入していることから、毎年、所有権の調査を実施し、私有林を神奈川県管理下に置くことが必要であると思います。条例制定し、私有林を売買する時は事前に届出あるいは承認等で縛りをおこなうことも必要であると考えます。	D	水源の森林づくり事業は、林業の経営不振等に伴う手入れ不足により荒廃した私有林を、県が所有者に代わって整備する公的管理や、所有者自らが行う整備に対して支援を行うことで、水源かん養機能が高い森林の整備を進めるものです。 また、私有林も含めた土地取引については、国土利用計画法に基づき、一定の面積以上の土地取引については、知事へ届け出ることとなっております。 また、この度、森林法が改正され、水源かん養など森林が持つ公益的機能を十分に発揮させるために必要な間伐については、森林所有者の如何に拘わらず実施できるように私権制限の強化が図られました。このため森林売買を制限しなくても、森林が持つ公益的機能は確保できるものと考えています。
10	水源の森林づくり事業の推進	平成9年から水源の森林づくり事業をしっかりと進めていただいたおかげで、南足柄市の我が家の周辺の森林の手入れも進み、気持ちの良い森林になっている。今後も、継続的な取組をお願いしたい。	E	水源環境の保全・再生を図るためには、長期の継続的な取り組みが必要であることから、平成24年度以降においても着実な森林整備を継続していくこととしています。
11	水源の森林づくり事業の推進	「1番事業 水源の森林づくり事業の推進」の「第1期計画での事業実績」に記載内容について、水源税の始まる前の平成9年度からの実績部分も併せて記載しているが、水源税で実施している実績部分との関係が分かりにくい。初めて見る者でも理解できるような記載内容としてほしい。	A	水源環境保全・再生実行5か年計画での事業実績については、わかりやすい記載となるよう工夫します。
12	水源の森林づくり事業の推進	2月6日のフォーラムに参加しました。とても良いフォーラムでした。森林整備とシカ対策の連携は非常に大切と感じました。天敵のいないシカは現実問題、非常に増えています。思い切ったシカ対策をとってください。	B	森林整備箇所シカが集中することで整備効果の発現が阻害されることがないように、整備状況や林床植生の状況、シカの生息密度等を勘案して、計画的に捕獲を進めてまいります。
13	水源の森林づくり事業の推進	1～3番事業の事業費の合計が、第1期に比べて第2期の方が少なくなっているのはなぜか。森林とシカの一体管理と関連して伺いたい。	E	第1期5か年計画と比較して1～3番の合計事業費が減少している主な理由は、「水源の森林づくり事業」による森林の買取面積の計画量の減少によるものです。 なお、第2期実行5か年計画において「水源の森林づくり事業」において、新たに取り組む「シカ管理と連携した森林整備」や「長期受委託」制度に要する経費、並びに「丹沢大山の保全・再生対策」については、新たに「シカ管理捕獲の実施」を行うこととしており、これらの事業に必要な経費について計上しております。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
14	水源の森林づくり事業の推進	<p>森林売買の制限や買い上げについて、森林は公益性が高い。宅地の様に売買すべきではなく、水源の水を狙った中国人による買い占めは問題。マンションで言えば、共有部分の様なもので専有ではない。</p> <p>東京都は中国人対策で奥多摩の山林を都が買い取った。県は中国人に限らずどのように対策（対応）するのか。</p>	E	<p>森林は、水源かん養や土砂の流出の防止など多様な公益的機能を有していることから、県では水源の森林づくり事業により、手入れ不足等により荒廃した私有林の整備を進めています。</p> <p>特に、水源地域源流部や宮ヶ瀬湖などのダム湖周辺の森林については、県による永続的な管理が必要であるとして買取りも行っています。</p> <p>また、この度、森林法が改正され、水源かん養など森林が持つ公益的機能を十分に発揮させるために必要な間伐については、森林所有者の如何に拘わらず実施できるように私権制限の強化が図られました。このため森林売買を制限しなくても、森林が持つ公益的な機能は確保できるものと考えています。</p> <p>なお、県としては平成24年度以降も第2期実行5か年計画に「水源の森林づくり事業」を位置づけ、私有林の整備を継続していくこととしております。</p>
15	水源の森林づくり事業の推進	<p>山の仕事も、森ボラも、間伐材が手軽に、柔軟に販売できれば、活路が見出せると思います。楽しみながら実現していければいいと思っています。私たちが自分にできることをしますので、県や市も積極的に森を守る活動をこれまで以上に支援していただければと思います。</p> <p>経済的な支援が絶対に必要と思っています。森ボラや山の仕事は今のところ全く儲かっていませんので、活動しやすい環境整備をぜひ、よろしくお願いします。</p>	B	<p>森林所有者等への支援については、協力協約方式による森林整備の経費や間伐材の集材、搬出に要する経費への助成を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、市民団体やNPO等の活動に対しては、水源地域における森林保全・再生事業への財政的支援を行ってまいります。</p>
16	丹沢大山の保全・再生対策	<p>ワイルドライフ・レンジャーの雇用形態は、非常勤であっても待遇面などを詳細にする必要がある。</p> <p>課題を認識、理解する上で、原則として、長期の契約が必要ではないか。</p> <p>実現は難しいと思うが、ワイルドライフレンジャー、パークレンジャーともに保全センターに正規の担当官を配置し、専門的に仕事を行うのが最善と考える。</p> <p>例えとして恐縮だが、保全対策には「普及啓発」の視点が必要であり、上記レンジャーや、ビジターセンターが年単位の外注委託というのは、独自の技能を考えた上でもおかしい。</p>	C	<p>自然環境保全に関する基礎的な知識、野生動物の生態などに関する専門的な知識を有する者を継続的に雇用できる仕組みが望ましいと考えておりますが、現段階では専門業者への委託により専門員を派遣してもらう方向で検討しております。</p>
17	丹沢大山の保全・再生対策	<p>上記（No.16）の人的配置は、現状を見る限り、非常勤で対応しがちであるが、正職員を長期にわたって専門に雇用する必要がある。</p>	C	<p>自然環境保全に関する基礎的な知識、野生動物の生態などに関する専門的な知識を有する者を継続的に雇用できる仕組みが望ましいと考えておりますが、現段階では専門業者への委託により専門員を派遣してもらう方向で検討しております。</p>
18	丹沢大山の保全・再生対策	<p>「ワイルドライフ・レンジャー」について、どのような専門的知識・能力が有する制度、資格なのか簡単な説明を、①表の下部に注釈が必要。</p>	A	<p>自然環境保全に関する基礎的な知識、野生動物の種類の判別、生態などに関する専門的な知識を有するとともに、シカの捕獲という目的を達成できるよう、捕獲に関する知識、技術、経験を有する者を想定しております。</p> <p>なお、計画案には次のとおり注釈を付記します。 ※ワイルドライフ・レンジャー：野生生物管理に関する専門的知識・経験を有する専門者</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
19	丹沢大山の保全・再生対策	第2期においては、土壌流失防止対策の面積が第1期に比して8.5ha減ですが、「ねらい」の項目にしっかりと対応するためには、土壌流失防止対策の面積を増加するべきではないでしょうか。	D	本事業は20年間で234haを整備する計画です。この土壌流出対策については、地形条件等から実施可能で、かつ、緊急的に対策が必要な箇所について対策を進めています。第1期では58.5haの計画を上回る面積を整備できる見込みですので、第2期以降は各期50haの計画量で必要な面積を整備可能と推定しています。なお、西丹沢においても土壌流出が生じ始めていることから、第1期の成果を生かしつつ、対策を必要な箇所に実施していく予定です。
20	丹沢大山の保全・再生対策	シカ対策は重要です。間伐・枝打ちなどで樹木は整備されていますが、下草が生えていない箇所が見られます。思い切ったシカの捕獲を行う必要があると思います。	B	森林整備箇所にシカが集中することで整備効果の発現が阻害されることがないように、整備状況や林床植生の状況、シカの生息密度等を勘察して、計画的に捕獲を進めてまいります。
21	丹沢大山の保全・再生対策	山に行くと植生保護柵をよく見かけます。水源環境保全税で整備したものなのかどうか分かりません。もし、水源環境保全税で整備したものなら、その旨をしっかりと表示してください。	C	現在まで自然環境保全センターが水源環境保全税で整備した植生保護柵は、登山道沿いにはあまりないため表示等はしていないのが現状ですが、他事業で当センターが稜線部に設置した植生保護柵には設置目的等を表示しております。今後は登山道沿いも水源環境保全税で植生保護柵を設置する予定ですので、その際は植生保護柵に設置目的等を表示してまいります。
22	丹沢大山の保全・再生対策	四季折々の自然を感じるために、丹沢大山を訪れる機会が多いが、多くの登山者に対して、トイレ施設が不足しているように感じる。このため、自然にやさしい、環境配慮型のトイレ施設を、必要最低限整備してはいかかがか。このことは、水源地域の環境を保全することにもなり、本計画の趣旨にも合致すると思う。	A	丹沢大山地域では、県が環境配慮型の山岳公衆トイレの整備を進めてきましたが、山小屋の事業者等が管理する浸透式トイレは、長期間の使用によって汚物が土壌へ浸透し、溪流や地下水の水質への悪影響が危惧されています。水源地域の環境保全のためには、浸透式トイレから環境に負荷を与えない非放流式環境配慮型トイレに転換して行く必要がありますが、大きな費用負担が伴い、設置者の自助努力だけでは進まないことから、環境配慮型トイレの設置については、県民と行政の連携を図る仕組みである「県民連携・協働事業」の中で、県、市町村、民間事業者、登山者が連携して取り組む事業として第2期5か年計画に位置づけてまいります。
23	丹沢大山の保全・再生対策	丹沢によく山登りにいきます。山の整備は進んでいます。鹿の食害で下草が生えていないところが見受けられます。整備とあわせてシカ対策にもしっかりと取り組んでください。	B	森林整備箇所にシカが集中することで整備効果の発現が阻害されることがないように、整備状況や林床植生の状況、シカの生息密度等を勘察して、計画的に捕獲を進めてまいります。
24	丹沢大山の保全・再生対策	次の計画ではシカ対策に力を入れるとのことですが、水源地域の里山を守る観点から、イノシシなどの獣害対策に力を入れても良いのではないのでしょうか。	C	水源環境保全・再生施策の対象は、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組としていることからイノシシなどの獣害対策を第2期5か年計画に位置づけることは困難ですが、地域の被害実態や対策の効果検証を市町村と連携し、市町村による計画的・効果的な防除対策ができるよう支援して参ります。
25	丹沢大山の保全・再生対策	今年の初日の出を大山で迎えました。山は昔と比べ、随分と手入れが進み嬉しくなりました。これからもしっかりと整備してください。但し、見晴台へ降りる途中にあったシカ柵が壊れたままでした。これは山の整備とは別物なのですか。こちらもしっかりと整備してください。そうしないと下草が全部シカに食べられてしまいます。	E	大山山頂から見晴台へ向かう途中の左側に設置してあるシカ柵については、自然環境保全センター所管のシカ柵ではありませんので申し訳ありませんが、詳細はわかりません。当センターで設置した柵については、毎年点検を行い点検結果に基づき不具合箇所の補修を行っております。また、森林整備箇所にシカが集中することで整備効果の発現が阻害されることがないように、整備状況や林床植生の状況、シカの生息密度等を勘察して、計画的に捕獲を進めてまいります。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
26	丹沢大山の保全・再生対策	<p>「2 丹沢大山の保全・再生計画」と「3 溪畔林整備事業」の項で、「土砂流出防止対策」とある。しかし、そのための「工法」を具体的に示さず、溪畔林整備事業では「丸太柵等の設置」のみである。そこで聞きたい。本計画企画部署は知っているのか知らないのか、県が行っている土砂流出防止対策はそれだけなのか？県土整備部砂防海岸課が所管する「砂防事業」は、本計画の対象外なのだろうか？対象に当たるならば合致する形で載せ、対象外ならば同課の現行「砂防事業」の姿勢を強く非難し、改めさせるべきである。</p> <p>一つ例を挙げよう。金目川に注ぐ支流の一つである東沢における「巨大堰堤造り」である。沢自体は小さく、流量も少ない。合流地点の流量を見ても、ごく僅かなものだ。その沢の人家が途切れたすぐ上流部分の谷が06年に大規模に切り開かれ、造られたのが巨大堰堤「諏訪入堰堤」だ。完成して二年半、すでに縦横にクラックが走っている。「何故ここに巨大堰堤なのか？」と地元で驚いていたら、その少し上流で再び工事が始まった。そして年が明けたらすっかり工事は完了し、白亜の堰堤上部には「東沢堰堤」なる銘板が貼り付けられていた。某政治団体の広報紙には「…大きな災害に何度も見舞われていると伝えられている。」とあるが、行政側にはそのような記録は無く、地元で長く住んでいる方も「大きな災害なんて知らない」と言っている。状況を客観的に見る限り、数億円もかかる巨大堰堤を造る（それも二基連続で）必要など、全く無いはずだ。ここでも県は、全く必要の無い工事を、流域の自然植生を破壊しながら、県財政を苦しめながら続けている。</p>	E	<p>雨により土石流が発生し下流の人家や県道などに被害を及ぼす恐れがあることから、災害を未然に防止するため、砂防堰堤を整備しています。</p> <p>近年、局地的豪雨により、これまで災害がなかったといわれている箇所でも土石流災害が発生している状況となっております。</p> <p>なお、この事業については、従前から継続的に実施しているものであり、水源環境保全税を活用した特別対策事業を位置づける本計画とは別のものとなっております。</p>
27	丹沢大山の保全・再生対策	<p>第1期で調査していたブナの立ち枯れについて、堂平を訪問した際に感じたことだが、シカ柵の中での生育状況は健全なものになっていて成功しているように感じた。実態はどのような状況で推移しているか。</p>	E	<p>以前はブナの立枯れがありましたが、最近のモニタリング調査結果では、新たな立枯れは生じてはいません。原因は複合的であり、その一つであるオゾン影響への対策実施は難しいですが、土壌流出防止対策は現在実施中です。シカ柵の中について、ブナが生育可能な場所については、2期の中で対策実施を検討していきます。</p>
28	溪畔林整備事業	<p>維持は評価する。</p>	E	<p>溪畔林の整備につきましては、全国的にも事例が少ないため、技術的に確立していない部分が多く、今後もモニタリングを行いながら、設置した植生保護柵などの維持管理や、必要に応じて土砂流出防止対策の追加実施などを試行的に行っていくことが必要と考えております。</p> <p>今後、水源地域全体に応用していくために、適切な施策、事業実施に向け事例を積み重ねて、事業効果の検証を進めていきたいと考えております。</p>
29	間伐材の搬出促進	<p>伐採、搬出など、手法や作業路設置に対する基準（ルール）制度作成を急ぐ必要がある。</p> <p>以前にも施策調査専門委員会などで発言しているが、面積、材積の根拠が不透明である。</p> <p>また、これも再三述べている事だが、合板や集成材は将来の産業廃棄物であり、これに補助金を充てるのは如何なものか。</p> <p>木材の利用は、無垢が前提であり、地域材による地域経済循環に視点を移す必要がある。</p>	C	<p>間伐材の搬出に関しては、本県の地形地質や環境に配慮した適切な木材搬出や道づくりのルールや指導方針を作成し、適切な作業が行われるよう努めていきます。</p> <p>この事業の目標量は、林道から200m以内の人工林を適切に管理していくために毎年必要と考えられる間伐の面積を基に、木材資源として活用可能な間伐材の量を算定したものであり、こうした目標を持って着実に実行していくことが、森林所有者の森林整備への意欲につながることから、森林循環による良好な山づくりに必要な量と考えています。</p> <p>間伐材は、まっすぐで柱材や板材としてそのまま使えるような良材ばかりではありません。多少曲がっていたり欠点がある材も含めて無駄なく有効活用するためには、合板や集成材といった加工製品は有用であると考えています。</p> <p>無垢材の活用や地域内流通の促進も県の施策の一翼として進めており、曲がり材や加工製品の流通も含めて、多様な製品と多様な流通形態により県産木材の活用を進めていきます。</p>
30	間伐材の搬出促進	<p>事業費1,323百万円は第1期に比して大幅増加をしておりますが、需給バランスが取れる体制を同時に構築していくべきでしょう。</p>	C	<p>県では県産木材の利用促進を図るため、川上での間伐材の搬出支援、川中での加工施設整備等への支援、川下での県産材を使用した公共施設・教育施設整備への支援、県産木材等のPRを行うイベントの開催等、川上から川下まで、総合的な取組を進めています。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
31	間伐材の搬出促進	間伐は、必要欠くべからずの作業である。しかし、本計画の「生産性向上の取組」がとても気になる。それは今日まで県は、林道を乱造してきたからである。秦野市民は長年、県が乱造してきた「表丹沢林道」などを見せ付けられて嫌な思いをさせられてきた。索道なり森林軌道なり、林道に抛らない手法を確立すべきである。それが、「自然環境に配慮する」道である。	C	高性能林業機械の導入や路網整備等、生産性向上の取組に当たっては、本県の地形地質や自然環境へ配慮したルールや指導方針を作成し、適切な作業が行われるよう努めていきます。
32	間伐材の搬出促進	木材の搬出奨励制度について、今回は見直しされないと思うが、今の木材の搬出制度は、“出せば支援する”というような感じで、本来の質の高い森づくりをするための制度とは相容れない部分を感じる。 質の高い木材を出せば助成金が高くなり、質の悪い材には助成金を出さないのは、本来、水源林というものを考えたとき逆ではないかと思う。 質の高い木材は、市場に持っていけば黙っていても売れる。ところが、今、森づくりをしているスギやヒノキの間伐材というのは、いわゆるひと昔前で言えば、みかん箱などに利用していたような木材である。 しかし、その木材の間伐作業をしなければ、質の高い森づくりにはつながらない。将来の質の高い水源林を目指す過程で出てくる木材には、少なくとも質の高い木材よりも高い支援制度があっても良いのではないか。黙っていても売れる木材には助成金を出して、整備している木材には助成制度が適用されないのが不思議な感じがする。水源の森づくりを目指すのであれば、今の支援制度を見直していただきたい。	D	本事業は、集材、搬出に要する経費を助成することで、間伐により発生する木材の利用を促進し、持続的な森林整備に繋げていくことを目的としています。 現在の木材価格の水準では、良質な材でも、なかなか採算が合う状況ではありませんので、材質にかかわらず搬出された間伐材全てに補助しており、質別による区別はしていません。
33	地域水源林整備の支援	「間伐材の搬出促進」と同様であるが、民間事業者の木材生産に税金を充当する場合、利益率や、搬出材の利用確認なども必要に思う。本当に赤字補填なのか。 事業評価と同じように、検証・検査体制の整備も必要に感じる。	C	市町村が行う地域水源林整備事業では、交付対象メニューに間伐材搬出は含まれていません。 現在、地域水源林整備事業の実施主体である市町村に対する県の検査は、交付決定した森林の確保・整備等の事業が、計画通り履行されているか否かについて市町村から提出される書面により確認することにより行っています。なお、必要な場合については実地検査により確認できることになっています。 ご意見としていただきました検証や検査体制の整備については、実地検査を増やすなどの対応も含め、どのような見直しができるのか、今後、関係機関と検討してまいります。
34	地域水源林整備の支援	「課題」の捉え方は適切です。平成38年度までの長期構想の作成と県民への公開を確実に実施していただきたい。	E	県としては、地域特性を踏まえて策定を進めている市町村の長期構想を、各市町村がホームページ等で公表するなどの取組みを進めるよう働きかけてまいります。
35	河川・水路における自然浄化対策の推進	取水堰の砂利除去対策費の新規事業化を検討してほしい。具体的には飯泉取水堰の砂利堆積が異常に増加している風聞を聞いておりますので。	D	取水堰の設置に起因した堆積土砂の除去は原則的に取水堰の管理者である県内広域水道企業団が行うこととなっているため、新規事業化は困難です。
36	河川・水路における自然浄化対策の推進	河川・水路における自然浄化対策の中に、河川等の整備事業と一体となって行う合併処理浄化槽の転換も対象となったことは大いに評価する。	E	今後とも、施工した河川・水路等の整備効果が発揮できるよう努めてまいります。
37	河川・水路における自然浄化対策の推進	相模湖における直接浄化対策は具体的に何を行うのか。安全対策とあるが、湖に何か設置したりするより、山梨県と共同した対策を実施した方が効果的ではないのか。	E	山梨県と共同して事業を行うことについては、現在、山梨県と調整しているところですが、県内においても、可能なアオコ対策は講じていく必要があると考え、相模湖における直接浄化対策の実施を検討しました。具体的な内容については、アオコの発生原因と考えられるリンの吸着とアオコの発生抑制効果のある植物を植栽した浮島を基本に、今後、検討してまいります。
38	河川・水路における自然浄化対策の推進	河川等の整備事業に合併処理浄化槽の転換が盛り込まれたことは評価します。水質改善効果が基本になるようですが、余り厳しくせずに流域でとらえる位の弾力性があってもよいと思います。	C	具体的な対象範囲については、水質改善効果を基準に、市町村とも協議しながら、決めてまいります。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
39	河川・水路における自然浄化対策の推進	「河川・水路における自然浄化対策の推進」の中で、相模湖の富栄養化の改善を図るため、水質浄化対策を段階的に実施するとしているが、科学技術の進展が著しい現在、他県で取組状況や最新の研究成果等を検討して、効率的で効果的な対策を実施してもらいたい。	C	相模湖の富栄養化の改善手法として検討しておりますが、効果的な手法については引き続き検討してまいります。
40	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（素案）の19ページに（3）相模湖における直接浄化対策（県）のなかで、相模湖の富栄養化を改善するために、相模湖の直接浄化対策を段階的に実施するとあるが、具体的に何をやるつもりですか。</p> <p>一般的に直接浄化の方法としては、窒素・リン削減対策があり、湖水中の窒素・リンの削減のため、炭素維持水質浄化材や水生植物による水中の窒素分解、リン固定、底泥の分解が効果的とあるが、植物の栄養塩類吸収量は生育に必要な量のみであり、汚濁の進んだ水域では、必要植生面積は広大となるため効率的ではなく、浚渫工事の場合は工事費が莫大であり費用対効果は小さく、生態系破壊へも繋がり環境負荷が大きくなってしまいます。と言われています。</p> <p>相模湖の水は、1年間に20回以上も入れ替わる量が流入していると聞いています。対象施策としては、直接的な効果が見込まれる取組みとする必要があるといっているのに、その中で、相模湖の富栄養化を改善する目的で、直接浄化対策がどれだけ効果を発揮するとお考えになっているのですか。数値上で確認できるような効果が期待できないことは目に見えていることなのに、なぜこのような対策に貴重な財源を投入しようと計画するのですか。神奈川県は、そのようなことを十分に理解されていると思うのですが。</p> <p>相模湖の水質は、上流（山梨県）から流れてくる河川の水質に多くを依存しており、それが改善されない限り目的は達成できません。</p> <p>今回は、県外上流域対策は対象地域に入っておりません。水質改善には直接つながらないかもしれませんが、水源環境保全として、50年先を見た県内の上流域の森林整備にも、もっと力を入れるべきです。</p> <p>相模湖では浚渫は現在実施されていると聞いておりますし、植物による直接浄化は富栄養化の改善目的としては無意味ですし、かえって障害物になりませんか。計画にあげた以上このまま実施するという事ならば、それはお金の無駄遣いであり、何かやっているという単なるパフォーマンス以外のなものでもありません。</p> <p>このような愚策は絶対に実行するべきではありません。今後の県の対応についてよく注視をしたうえで、状況により議会や報道機関等によりしっかりと対応させていただきます。</p>	C	<p>相模湖の水質浄化について、現段階において考えているのは、相模湖の富栄養化を改善するため、アオコの発生原因と考えられるリンの吸着とアオコの発生抑制効果のある植物を植栽した浮島を活用した直接浄化対策です。</p> <p>湖に浮島を浮かべることから、洪水時における安全性の確保や実施方法などについて、地元関係者等との調整を経て、段階的に実施してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。</p>
41	河川・水路における自然浄化対策の推進	河川・水路における自然浄化対策、木炭等を利用した直接浄化方法及び納豆菌を利用した浄化方法等を公表していただくと共に対象地域以外（例えば横浜）においても職員を派遣していただいてご指導願いたい。横浜河川の水質をよくしたい。	C	<p>第1期計画期間中に実施した浄化方法等の公表については、事業を実施している市町村と今後調整してまいります。</p> <p>また、自然浄化対策の方法等について市町村から指導を求められた場合は、要望内容に応じて個別に対応してまいります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
42	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>19ページに河川・水路における自然浄化対策の推進と書いてありますが、意味が分かりません。自然に浄化されるのなら、対策なんていらぬのではないのでしょうか。わかる人にはわかるから、それでいいということなんですか。</p> <p>直接浄化対策というの、全然わかりません。間接浄化対策というのもあるんですか。富栄養化って何ですか。栄養がいっぱいあるのはいけないことなんですか。これって、当たり前の用語なんですか。税金使っているんですから、普通にわかる言葉で説明して下さい。</p>	E	<p>「6番事業 河川・水路における自然浄化対策の推進」は、従来の河川・水路の改修では、コンクリート構造等の護岸整備など治水（洪水対策）や利水（生活用水や産業用水の確保）に重点を置いて整備を進めてきた結果、河川に生息する生物の生息域の減少や河川表流水と伏流水との間の浸透・湧出の遮断など、生態系や自然の水循環に影響を生じてきたことから、自然石や植物を用いて自然豊かな形態に整備するなどの多自然型の川づくりを推進することにより、自然浄化や水循環機能を高め、河川環境の再生を目指すものです。</p> <p>この効果が発揮されるまでには長い年月を要することから、河川や水路の水が比較的汚れている所では、短期的な対策として木炭等を河川等に入れ、河川水等を直に浄化する取り組みを「直接浄化対策」と言っています。</p> <p>計画案にはスペースの関係から詳細な記載は困難ですが、事業成果の周知の際には、わかりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>
43	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>素案では相模湖直接浄化対策が掲げられました。恐らく植物を使った対策でしょうが、効果は疑問です。し、洪水時のことも不安です。しかし県外対策に莫大な費用をかけるよりは良いと思います。但し、無理することなく安全性の確保を第一優先に考えてください。</p>	C	<p>相模湖の水質浄化について、現段階において考えているのは、相模湖の富栄養化を改善するため、アオコの発生原因と考えられるリンの吸着とアオコの発生抑制効果のある植物を植栽した浮島を活用した直接浄化対策です。</p> <p>湖に浮島を浮かべることから、洪水時における安全性の確保や実施方法などについて、地元関係者等との調整を経て、段階的に実施してまいりたいと考えております。</p>
44	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>自宅の前の河川が整備され綺麗になりました。市役所の方に聞いた相模川につながっているため、水源税で整備できたとのことでした。水源環境というのは山の中だけかと思っていましたが、街中の河川整備もできるんですね。身近な河川の整備は住民にとっても水の大切さを意識するうえで大変プラスです。これからもこうした整備が進むことを期待します。</p>	C	<p>水源環境の保全・再生を図るためには、長期の継続的な取り組みが必要であることから、平成24年度以降においても事業を継続してまいります。</p>
45	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>河川の自然浄化対策について、ここでも例を挙げよう。秦野市東部を流れ下る金目川上流部、東田原と落合の境を流れる部分だが、「河川整備」が行われている。同流域は僅かに田畑がみられるだけで大半が未利用であり、整備の必要が見当たらない。にもかかわらず次々と流域の山林・竹林がなぎ倒され、切り開かれながら大規模な護岸工事が進んでいる。すぐ上流側の三面張りの工事結果を見れば、現工事の完成形も同様になるだろう。だから県は、全く必要の無い工事を、流域の自然植生を破壊し、地下水涵養機能も阻害しながら続けている事になる。以上の二例でも分かるように、県は一方で「土壌流出防止」「自然豊かな清流を保全」と謳いながら、もう一方で現存自然状態をあえて切り開き、かえって土壌流出のリスクを高めたり自然を破壊している。「県民税等一般財源で壊し、超過課税で繕う」という悲しい現実が、ここ秦野にはある。これでどうして「生態系に配慮した水辺環境の整備」なのだろうか。</p>	E	<p>河川事業は、流域住民の生命・財産を守る大変重要な事業であり、その手段として川幅を広げたり護岸整備があります。ご意見にあります金目川の東田原地区におきましても、当該地区のほか下流域に亘る安全確保のため、護岸などを設置する工事を行っております。</p> <p>なお、工事に当たっては、自然環境を保全の観点から、樹木等の伐採は必要最小限として防災面との両立を図りつつ進めてまいります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
46	河川・水路における自然浄化対策の推進	6番事業「河川・水路における直接浄化対策の推進」にアオコ対策として「相模湖における直接浄化対策」が入っているが、8番事業「公共下水道の整備促進」・9番事業「合併処理浄化槽の整備促進」にもアオコ対策が入っているので、ダブっているのではないか。	E	アオコ対策として、8番事業及び9番事業は相模湖に流入する生活排水対策を位置づけており、6番事業では相模湖自体の浄化対策を位置付けているので、重複していません。
47	地下水保全対策の推進	地下水かん養対策として地下水の調査研究費を計上してほしい。長い年月の調査によるデータ解析が行われているが、常に最新の調査研究活動が重要と判断しています。	B	地下水保全対策の実施に当たり、事前に地下水保全計画を策定することとしており、計画策定時に、市町村では必要な調査・検討を行っています。その調査等の経費についても本事業の対象としています。現在、モニタリングを通じて地下水の水位や水質のデータを蓄積しつつあるところですが、ある程度データが蓄積し、保全計画の見直しを検討する際には、その調査研究費も対象となります。
48	地下水保全対策の推進	井戸をもっと掘ってはどうか。井戸水は塩素などで浄化する上水に比べて栄養分が豊富でおいしい。また、浄化にかかるコストがないため、コスト削減につながる。 井戸を使用することで良い循環が形成されるので、井戸をもっと掘って欲しい。	D	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」では、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境の保全・再生を推進するとしています。そのため、「地下水保全対策の推進」では、市町村が行う地下水のかん養対策や汚染対策への支援を行っているところです。ご意見にあるように井戸をたくさん掘ることにより、栄養分が豊富でおいしい水を飲むことができ、コスト削減も図れる可能性があるかもしれませんが、地下水も限りある資源ですので、枯渇させず、将来にわたり県民が地下水を享受できるようにするためには節度ある利用が必要と考えます。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
49	地下水保全 保全対策の 推進	<p>「7 地下水保全対策の推進」の項では、ねらいとして「地下水かん養や水質保全等の取組を促進し」とある。もっともだが、その「ねらい」に対して県は過去にも今も、阻害し続けているから滑稽だ。秦野盆地を流れ下る金目川や葛葉川・水無川・室川などで、二面張り・三面張りの「河川改修」を続けている。ここでも「砂防」が、大活躍している。この5か年計画が「ねらい」通りの本物なら「砂防」の手法を即刻やめさせ、川床は自然のままに、川岸は必要な部分だけ蛇籠を置く程度にすべきだ。そうしてこそ、地下水のかん養が可能になり、アシが繁茂する自然な生態系が保てるのだ。本計画企画部署は一度、静岡市清水区の興津川を訪ねてみると良い。「川の何たるか」が、良く分かるはずである。</p> <p>ときに、県が県立秦野戸川公園内を流れる水無川の川床に50mにわたり敷いたゴム製の遮水シートは、いつ撤去するのだろうか？本計画に入っていないので、気になっている。それとも「県による地下水涵養阻害策」として、永久に取っておくのだろうか？いずれにしても、水無川扇状地の扇頂部の河川水が最も浸透する部分を見事に阻害した事例として、後世に語り継がれるだろう。</p> <p>地下水の水質保全にしても、ここ秦野市に於いて県は何をやってきたのか？かつて盆地の地下水がハイテク企業たちにより有機溶剤で汚染され、秦野市水道局の取水井戸からの取水停止を余儀なくされた事件があった。秦野市は真相を隠し、議会にもかん口令を敷いて、汚染企業たちに協力金を払わせ、責任を追及することはなかった、と聞く。真実とは思いたくないが、関係者の話を総合すると、どうもそうらしい。浄化費用は、税金を使った。汚染企業たちを公表し罰し、彼らの責任で汚染を除去させ、損害を請求するのが当たり前だと思う。秦野市はそれをしなかったが、そのころ県は何をしていたのか？まさか、指をくわえて傍観していたのではないか？その事件を待たずとも、ハイテク汚染は他にもあった。にもかかわらず法（条例）整備を怠って、「汚し得」を野放図にしていたとするならば、これまた余りにも悲しい。このような事態を再び起こさぬためにこそ、この5か年計画が在るのではないか。今からでも遅くは無い、その辺を盛り込んでもらいたい。</p>	D	<p>県立秦野戸川公園内の水無川では、公園利用者が川遊びをすることができるように整備する際、計画地が戸川堰堤の堆砂地となっているため、流水が浸透しやすい状況にあることから、水量を確保するために低水路部分に遮水シートを幅1.3～1.9mで設置しました。流水は遮水シート下流端から再び堆砂地や戸川堰堤下流の自然流路に放流されます。このことから、遮水シートが水無川流域全体の地下水涵養を阻害しているとは考えていません。</p> <p>また、戸川堰堤下流では、増水時の溪岸崩壊などの災害防止のため護岸を整備してきましたが、ふだんは堰堤直下の自然流路内の河川水は浸透し、表流水は少なく、護岸が河川水の浸透を阻害しているとは考えていません。</p> <p>金目川、葛葉川、水無川各水系の砂防指定地の護岸整備では、山間地の河床勾配が急な支川で、河床の洗掘防止のため底張りを実施した溪流を除き、扇状地を流下する河床勾配が比較的緩い本川については、落差工直下の水叩部の底張以外は、河床から地下に浸透可能な自然流路としております。</p> <p>地下水汚染については、平成8年改正（平成9年4月施行）以降の水質汚濁防止法、土壌汚染対策法（平成15年2月施行）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成10年4月施行）により各法令の範囲内で原則として汚染原因者に対して必要な措置を定めることとなっています。</p> <p>ただし、汚染原因者が明らかにならない場合や、複数の汚染原因者が関与し、各汚染原因者毎の当該地下水汚染への寄与度が明らかにならない場合等、法令による対応が困難な場合もあります。</p>
50	地下水保全 保全対策の 推進	7番事業「地下水保全対策の推進」の事業費に関して、第1期では11億6,500万円計上されていたのに、第2期で3億2,200万円に減少した理由はなぜか。	E	第1期計画では、市町村の要望を踏まえ、地下水浄化装置の設置などの施設整備に要する事業費を見込んでいたのですが、第2期計画では、大規模な汚染対策設備の整備等の要望がないため、事業費が減少しています。
51	地下水保全 保全対策の 推進	7番事業「地下水保全対策の推進」の事業費に関して、地下水利用についての規制についてはどのような動きになっているか。	E	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、地下水を採取したことにより地盤の沈下が生じている地域並びに地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生じるおそれがあると認められる地域において地下水を採取する場合は、知事の許可を受けることと定め、規制を行っています。</p> <p>なお、横浜市、川崎市では独自に条例を制定し、規制を行っています。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
52	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	<p>県内ダム集水域における公共下水道の整備促進について、「ダム湖水質の改善を目指す」のは良いが、昨今おこなわれている様な公共下水道整備手法は感心できない。清川村を例に取れば、市街化区域にでも施すような手法を、そのまま人家が点在している同村に当てはめている。「違うだろう!」と言いたい。点在しているからこそ、集落毎に小規模な浄化設備を作り処理すべきではないだろうか。それこそ、そうした手法は、盆地周辺部に新興住宅街がたて続けに造成されている秦野市にも適用して欲しいものだ。特に秦野市の河川は「水無川」になるだけに、盆地周辺部でいち早く浄化処理をして川に流し流量を確保し、その川の自浄作用で更に浄化してもらおう手法を取り入れるべきだと思う。「第二の川造りに血道を挙げる」のでは、川を川たらしめる事を阻害するだけで、地下水涵養にも役立たないのとは明らかである。</p>	D	<p>事業の対象となる相模原市では、生活排水処理施設の整備に当たり、地域における今後の人口動態・分布の見通しや建設及び維持管理に要するコスト比較を行うとともに、地域の特性や住民の意向等を踏まえ、効率的、経済的な整備手法の選定を行っています。</p> <p>その中で、ダム集水域において公共下水道による整備を選定した箇所について本事業により支援を行うもので、ご意見のとおり人家が点在している箇所については、基本的には次の9番事業である「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」により高度処理型合併処理浄化槽の整備の促進を図ることとしております。</p> <p>なお、秦野市は県内ダム集水域ではないため、上記2事業は特別対策事業として実施しておりませんが、整備手法の選定は、同様の考え方で行っているものと考えております。</p>
53	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	<p>相模原市の下水道整備と県の下水道整備は協力しあっているのか。</p> <p>合併浄化槽の整備と公共下水道の整備は協力しあった方が効果があると考えます。</p>	E	<p>相模原市は市内の公共下水道の整備・維持管理を行っており、市内の公共下水道からの汚水は、県が建設・維持管理している相模川流域下水道の幹線管渠を通じて、流域下水道終末処理場で処理されています。</p> <p>また、相模川流域下水道は流域下水道管理者である県と、相模原市を含めた流域関連市町との協力体制のもとに建設・維持管理が行われており、相模原市は県と協同で市内の公共下水道の汚水を排除、処理しています。</p> <p>なお、相模原市では、地域特性や費用対効果、整備の効率性を考慮し、公共下水道と合併処理浄化槽の並行整備を基本に、下水道計画の見直しを行っています。</p>
54	相模川水系県外上流域対策の推進	<p>山梨県側の県外対策は何時になったら決まるのでしょうか。山梨県と共同した対策をしっかりと行ってください。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。</p>
55	相模川水系県外上流域対策の推進	<p>相模湖は湖沼類型の指定替えがあったはずですが、森林整備はともかく、生活排水対策は山梨県が単独で取り組むべきだと思います。仮に、神奈川がお金を出すにしても、山梨県が行う新たな取組に限定すべきです。</p>	C	<p>相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。</p>
56	相模川水系県外上流域対策の推進	<p>山梨県は森林整備のための新たな税制度を作るようですが、下流域から負担を求めるとは何事でしょうか。山梨県側の生活排水対策の遅れで神奈川県民が迷惑しているのです。山梨自らが生活排水対策をしっかりとやってから、森林整備の負担を言うのが筋です。</p>	E	<p>相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
57	相模川水系 県外上流域 対策の推進	山梨県側の県外上流域対策については、調整中となっているが、具体的な対策の実施をお願いしたい。	A	相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。
58	相模川水系 県外上流域 対策の推進	山梨県の下水道でのリン対策を共同事業として支援すべきです。 （理由） 相模湖・津久井湖のアオコやかび臭の発生原因となる微生物の栄養源の制限因子は、リンであることが明らかになっています。 また、相模湖への流入水量の8割以上は山梨県からの流入であることもわかっています。相模湖のリンの汚濁負荷量の9割以上は山梨県からの流入であることもわかっています。 相模湖上流域でのリン対策が必要なことは明確です。環境省の報告ではリンの汚濁負荷量のうち生活系が3割となっています。4割を占めるといわれる湧水のリンの除去はほぼ不可能なのですから、生活系のリンの除去が、水道水源保全再生の近道ということになります。 相模湖・津久井湖の水がおいしく飲めることは県民の大きな利益です。	A	相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。
59	相模川水系 県外上流域 対策の推進	相模湖上流域（県外）でのリン除去対策が必要なことは明確です。山梨県域の下水道等でリン除去施設設置の共同事業を行ってください。 （理由） さて、これと関連して27ページでは(1)で相模川水系上流域の共同実施として効果的な保全対策を実施するとしています。 これも何を行うか明確なものになっていません。山梨県との協議が必要としても明確にすべきです。 私たちは、水にせよ緑にせよ動物にせよ県外上流域を「活動を推進する地域」と位置付けなければ、保全再生は難しいと考えています。 水に限定して意見を具申させていただきます。 神奈川県民の水ガメである相模湖・津久井湖は1960年代後半からアオコやかび臭に悩まされてきました。この原因は言うまでもなく湖沼の富栄養化です。神奈川県は水源対策として、県内流域の下水道整備や間欠式空気揚水筒などの対策を行ってきました。しかし、アオコやかび臭は依然として発生し続けています。 両湖のアオコやかび臭の発生の制限因子は、リンであることが明らかになっています。 また、相模湖への流入水量の8割以上は山梨県からの流入であることもわかっています。相模湖のリンの汚濁負荷量の9割以上は山梨県からの流入であることが昨年9月22日の環境基準の類型指定替え（河川Aから湖沼A湖沼II）の際の環境省報告で明らかになっています。 このことから相模湖上流域でのリン除去対策が必要なことは明確です。 環境省報告では、リンの汚濁負荷量のうち上流域の湧水の負荷量が42%と多く、生活系が31%となっています。湧水のリンの除去はほぼ不可能なのですから、生活系のリンの除去が、水道水源保全再生の近道ということになります。 私たちは、山梨県域の下水道等でリン除去施設設置の共同事業を行うことを要望します。	A	相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
60	相模川水系 県外上流域 対策の推進	相模湖の水は山梨側からの流入が大半を占めていますが、その大元は富士五湖からの湧水です。この中には玄武岩由来のリンが大量に含まれています。相模湖、津久井湖のアオコ対策のためには、流入水のリンの抜本的除去が必要ですが、そのためには莫大な経費がかかるし、実際問題、不可能です。そのため実現可能性がある方策としては、人為的原因の除去、つまり山梨側の生活排水対策が必要ですが、それにも莫大な経費がかかります。超過課税を活用する取り組みは、これまでの取り組みを加速するものだけに活用するとははずです。山梨側が何の対策も強化しないのであれば、山梨側の生活排水対策に神奈川県民の貴重な超過課税を使うことは大反対です。そんなことをすれば県民として絶対に許しません。また、山梨県が対策を強化し、それに支援する場合でも、現在の税率の範囲内で収まる費用でやってください。県外対策に年間で3億も5億もかける必要はありません。	C	相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。
61	相模川水系 県外上流域 対策の推進	山梨県県外上流域対策が検討中とのことですが、必ず費用を含めた共同で行ってください。神奈川県民の貴重な税金を県外へ一方的に出すことだけは反対です	A	相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。
62	相模川水系 県外上流域 対策の推進	10番事業「相模川水系上流域対策」の調整中とはどのような内容なのか。また、対策が取られることになったときに、金額は素案で記載されている範囲で収まるのか。	E	相模川水系県外上流域対策における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備（荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等）と生活排水対策（桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理）を実施します。
63	水環境モニタ リング調査の 実施	「ねらい」の「事業実施と事業効果の評価」は、的確なねらいだと思います。 また、「目標」の「時系列データを収集する。」も的確な目標だと思います。	E	計画素案に記載した「ねらい」及び「目標」の考え方に基づき、水環境モニタリング調査を実施してまいります。
64	水環境モニタ リング調査の 実施	素案の事業内容は十分ではありません。 第1期は事業実施に力を傾注し、評価までは手が回らなかったと思います。あるいは、評価の意識が希薄だったと感じます。 しかし、第2期は事業の実施と評価とを対等にする必要があります。第2期の報告書は実施内容も結果評価も客観的で計数的で明快なものでありたいものです。そのために次の評価事業を第2期の事業内容として提案します。 「水源環境機能全体の棚卸し」（インベントリイ：Inventory） これは在庫量を測る・評価することにより事業成果を評価する一般的な方法です。 水源環境保全・再生事業で対象となる在庫量とは水、森、動物などの物、水源かん養や景観や安全などの生態系サービスなどを含むので難問です。したがって、大きな予算、労力、技術、組織力、時間がかかります。 しかし、大きな税金の効果を説明する責任があります。さらに、自然科学の専門家、社会科学の専門家、大きな県民協働力がある神奈川では実現可能だと思います。	C	県民参加による仕組みづくりとして設置された「水源環境保全・再生かながわ県民会議」は、5か年計画に位置付けられている特別対策事業を点検・評価する役割を担っています。 したがって、事業評価の方法について、まずは県民会議の中で検討してまいりたいと考えています。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
65	水環境モニタリング調査の実施	酒匂川水系上流域については、水質は把握しており現段階では問題は無いようだが、山梨県でもやったように、水質に影響を与える森林の整備状況や生活排水処理施設の状況についても、静岡県と協力して調査すべきではないか。	A	酒匂川水系は、現在、水質（BOD）に影響はないものの、県内上水道の水源の3割超を占めていることから、水量・水質に影響を与える森林や生活排水施設の現状を把握することといたします。
66	水環境モニタリング調査の実施	静岡県側の酒匂川上流域については、森林整備の状況は把握しているのか。把握していなければ、対策前提ではないにしても、水質に影響を与える森林の状況や生活排水施設の整備状況を把握する必要があるのではないのでしょうか。	A	酒匂川水系は、現在、水質（BOD）に影響はないものの、県内上水道の水源の3割超を占めていることから、水量・水質に影響を与える森林や生活排水施設の現状を把握することといたします。
67	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	事業評価は、委員による現地視察の他、コンサルなどに外注し、その結果、施策専門委員会も含めた第三者機関による事業の検証が必要。	C	県民参加による仕組みづくりとして設置された「水源環境保全・再生かながわ県民会議」は、5か年計画に位置付けられている特別対策事業を点検・評価する役割を担っています。 したがって、事業評価の方法について、まずは県民会議の中で検討してまいりたいと考えています。
68	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	県民会議のあり方については、別途WGを作って検討することになっています。水源環境保全・再生の理念を念頭に置きながら、現実を踏まえた実効性のある仕組み作りを目指すべきだと思います。	C	ご意見のとおり検討を進めてまいります。
69	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	県民からの意見集約については、その前段階として十分な情報提供が必要です。学校教育現場やメディアをより積極的に活用するのが良いと思います。	C	事業の取組や成果について、県では、県のたより、ホームページ、出前懇談会等を通して県民への情報提供を行い、また、県民会議では、これらを県民視点によるわかりやすい広報という観点から、ニュースレター等により情報提供を行っています。 県では23年度において、現地見学会の実施や県民フォーラムの規模拡大を予定しており、今後とも一層の県民周知に努めてまいります。 なお、県民会議では、情報提供の充実強化を図るため、今後のあり方について検討する予定であり、その結果を踏まえ、県としても対応をさらに検討してまいります。
70	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	「課題」の「活動全般」に次のとおり加えて頂きたいとおもいます。 「特に参加呼びかけ対象に小学生、中学生、高校生等を加えたフォーラムを開催し、施策大綱の計画期間平成38年度以降には大人としてこの水源環境保全・再生活動に参加、実践を期待する。」	D	県民フォーラムのあり方については、県民会議の中での検討を踏まえ、具体的な内容を詰めてまいります。
71	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	県民視点に立った事業の点検評価の充実など県民会議の進め方について、ワーキンググループによって早急に合意形成を図ってほしい。	C	ご意見のとおり検討を進めてまいります。
72	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	「課題」の部分に「横浜・川崎などの水源地以外の啓発・教育等の市民活動の活性化が必要」と書いてあるのに、事業の方には、横浜・川崎でどのように活性化を進めていくか書いていない。そもそも、水源地の保全について「啓発・教育等の市民活動」を行うような団体が横浜・川崎には存在するのかわからない。具体的な方策を書くべきだ。	D	市民事業支援補助金に横浜市・川崎市などの水源地域以外の団体の応募が少ないことから、今後とも市民事業支援制度のPRに努めてまいります。 なお、市民団体が利用しやすい制度とするため、県民会議において制度の見直しを行っており、この中で具体的な内容を詰めてまいります。
73	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	市民団体との提携は重要だが、広報や啓発を行うには、宣伝力のある企業やマスコミとの提携が必要である。環境保全活動に積極的だと言いたい企業やマスコミはたくさんあるのだから、そういう所に出させて、啓発を行ったらどうか。	C	ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
74	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	県民会議には企業は参加しているのか。県内に工場や営業所のある企業なら「県民」と言えるのではないか。水を使わない企業などあり得ないのだから、企業にも力を割いてもらったかどうか。	E	県民会議は、水源環境保全・再生に関する有識者、環境・林業・行政等の各分野において県域又は流域全体を包括する関係団体、一般県民からの公募委員で構成しています。県民会議への企業の参加については、県民意見としての公平性、中立性という点で難しい面があることから、構成員としておりません。
75	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	対象地域以外の横浜市の河川・水路の整備・清掃の自主活動に対しても引き続き財政援助をお願いしたい。はやの泳ぐ川、ほたるの飛ぶ川に再生したい。	D	市民事業支援制度における河川の浄化対策への補助については、県内水源保全地域を対象としているため、横浜市の河川・水路の整備・清掃に対する財政的支援は困難ですが、水源保全地域での学習プログラムを有する事業は対象としています。
76	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	全国植樹祭の開催により、県民が森林を大切にする気持ちや、県が進めている水源の森林づくり事業への関心や理解も進んだと思う。この気持ちや関心を今後も継続してもらおうことが大変、重要であると思う。このためには、横浜市や川崎市等の都市部の住民も気楽に参加できるようなミニ植樹祭のような祭典の計画も良いと思う。	C	実行5か年計画に位置づける特別対策事業としてではありませんが、県民と協働して県全体の森林再生を進める観点から、今後、市町村が行う植樹イベント等への支援を実施していく予定です。
77	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	活動の推進をする地域に県外を加えることです。「水質」に関してはこのことは不可欠です。(理由) 県外上流域の位置づけについて、大綱の表現が曖昧で、対象地域ではあるが、水源環境保全再生を支える活動の推進は県内でしか展開しないという構造について問題があると言わざるを得ません。河川水質保全のためには、活動の推進をする地域に県外を加え、水源を含めた河川流域全体を保全活動推進地域とすることが河川水質の保全再生を図っていくためには不可欠と考えます。	D	「水源環境保全。再生施策大綱」では、水環境教育・学習の推進など、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から県全域で展開することとしています。このため、活動の促進に係る対象地域を拡大することは困難ですが、第1期5か年計画における12番事業「県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり」では、山梨県での県民フォーラムの開催や、市民事業支援制度における調査研究事業については、県外上流域を対象に含めるなど、積極的な活動に努めています。
78	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	「かながわ森林塾」は新規就労者のための育成事業であるが、森林塾のような制度を、市民事業においても設けて欲しい。市民事業は森林所有者や行政などにまだまだ信じていただけていない部分があるので、ここで研修を受けてきた、というような認証制度を設けてもらいたい。	D	市民事業支援制度は、市民事業の活性化や新たな市民事業の発生が期待される事業に対し、財政的支援を行うものであるため、団体の活動を評価し、認証を与えることは考えておりません。
79	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	水源環境保全・再生市民事業支援補助金を受けており、過去2年間は普及啓発・教育事業を行っていたが、2年間継続した事業については3年目は受け付けられないということで、今年度は調査研究事業に切り替えた。2年間ではなかなか成果が得られないので、延長ができないか。また、補助率が50%だが、NPOはお金がない団体が多いので、上限金額を決めてもっと大きな金額をいただきたいが、予算の支援枠はいっぱいなのか。	C	市民事業支援補助金については、補助期間、補助率を含め、現在、制度の見直しを行っております。
80	その他	神奈川県森林塾というようなものが半年コースであったと知り合いから聞きましたが、本格的な林業に就業する人向けのものだったようです。就業までいかなくても、森ボラ塾というような、気軽に森や山のことを学びながら作業したい、覚えたい、というステップが3つくらいあると良いと思います。県が直営しなくても、NPOや団体に委託したり、協力して行えば実現できると思います。	E	県では、委託している(財)かながわトラストみどり財団に助成し県民参加の森林づくり事業を行っており、「森林づくり体験講座」や「県民参加の森林づくり」といった一般向けの森林体験や講話を行っています。「県のたより」やチラシなどでお知らせしていますのでぜひご利用ください。
81	その他	第2期 実行5か年計画(素案)の内容については異議はありません。計画に沿った12特別対策事業の着実な推進を支持します。	E	引き続き、特別対策事業の着実な推進を図ってまいります。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
82	その他	制度の性格上、担当部署はもとより、委員会自体が人事、財政に言及できる担保があつてよい。	D	県民会議は、幅広い県民の意見を水源環境保全・再生施策に反映させる目的で、県が設置したものです。事業の点検・評価、新たな事業に関するご意見に加え、事業の推進方法に対するご意見は是非いただきたいと考えております。 県では、こうしたご意見を踏まえ、人事、財政の手当を県の責任で行っておりますので、この部分まで言及できることは考えておりません。
83	その他	① 保土ヶ谷区の公園では雨水タンクを設置し、水洗トイレの水などとして有効利用している。 ② 上高地（北アルプス）のトイレは押しした時間しか水が流れないので水の消費量を最小限に抑えられる。 このような合理的で無駄のないエコな設備を県の施設にもっと導入していくべき。パブコメ意見として欲しい。	C	県有施設では、水資源の有効利用・環境負荷の低減の観点から雨水利用の導入を検討しています。ただし、維持管理や初期投資を含めた費用面などでの課題が残るため、施設を運営・管理する部署と十分に協議・調整した上で導入の有無を決定しています。 導入実績としては、環境共生型パークセンターや地球市民プラザ等があります。 一方、節水対策については節水型衛生器具や水栓を新築工事で標準的に採用しています。
84	その他	素案はいずれも良い施策であると思いますが、いずれももっと思い切って前倒しで行ってほしい。	C	特別対策事業は、20年間の施策大綱期間で計画的に取り組むものですが、事業の前倒しについては、水源環境保全税の収入状況や事業の進捗状況を踏まえ、検討してまいります。
85	その他	林業を振興すれば森も水源も保全されるのだから、原木販売に対してコストと販売金額との差を個別保証すべきでしょう。	D	農業政策で実施している戸別補償制度と趣旨は異なりますが、間伐材の有効活用により森林整備の促進を図るため、12の特別対策事業の一つとして、集材、搬出に要する経費を助成する「間伐材搬出促進事業」を実施しています。
86	その他	鹿猪による害が大きく、これを素早く減らすため、獣肉活用システムを構築すべきでしょう。	C	鹿肉の有効活用については、水源環境保全・再生施策ではありませんが、さまざまな課題を検討する必要があるため、県、市町村、農協等を構成員とする検討会の立ち上げに向けて準備を始めたところです。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
87	その他	<p>個人県民税の超過課税により、国民健康保険料まで多く徴収されている。</p> <p>小田原市の場合、国民健康保険料の計算方法が、一部、市県民税額を計算の基礎としているため、個人県民税の超過課税により、国民健康保険料も増額されている。</p> <p>自分の場合、個人県民税の超過課税の額が約800円、率が約120%であるため、国民健康保険料が約1,000円も多く徴収されている。</p> <p>県は、このような影響まで承知しているのか。</p> <p>水源環境保全・再生施策は、子・孫の代まで重要な施策であるから、反対しないが、この超過課税の仕組みについては疑問がある。</p> <p>同趣旨の意見を、先刻、税制企画課にも電話した。庁内でも良く議論・検討して欲しい。</p>	C	<p>小田原市における国民健康保険料の所得割に係る料率は、同市国民健康保険条例の規定により、医療費等の歳出見込額に基づき所得割賦課総額を求め、その額を個人市県民税の総額で除して算定することになっています。したがって、超過課税の導入で、個人市県民税の総額が増えることにより、保険料（所得割）の料率が下がることから、各個人の保険料の負担額について、大きな影響が出ることはありません。</p> <p>これを簡略化したモデルでご説明すると、次のA及びBのとおりになります。なお例として、次のとおり条件を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の所得割賦課総額 29億円 ・ 市の国保被保険者数 56,000人 ・ 一人当たりの市県民税額 43,000円 ・ 一人当たりの個人県民税の超過課税額 400円 <p>A. 超過課税導入前の保険料</p> <p>(1) 所得割率の算出 $29\text{億円} \div 24\text{億}800\text{万円} (56,000\text{人} \times 43,000\text{円}) = 120.43\%$</p> <p>(2) 個人に係る保険料額の算出 $43,000\text{円} \times 120.43\% = 51,784\text{円}$</p> <p>B. 超過課税導入後の保険料</p> <p>(1) 所得割率の算出 $29\text{億円} \div 24\text{億}3,040\text{万円} (56,000\text{人} \times 43,400\text{円}) = 119.32\%$</p> <p>(2) 個人に係る保険料額の算出 $43,400\text{円} \times 119.32\% = 51,784\text{円}$</p> <p>このようにAとBは、同額となります。</p> <p>なお、仮に一人当たりの市県民税額にばらつきがあったとしても（個人Xが64,500円、個人Yが21,500円だったとしても）、結果に大きな影響はありません。</p> <p>また、上記のほかに、保険料の算定に微細な影響を生じる可能性もありますが、それに対応するためには、国民健康保険独自のシステムを構築する必要があり膨大な費用が発生することから、同市では費用対効果の観点から、条例改正を見送るとの判断を行ったところです。</p> <p>今後とも、いただいたご意見を踏まえ、地方税法等において国民健康保険料の算定に影響する改正が行われる際には、庁内各課で連携をとりつつ、市町村への必要な助言指導等を行ってまいります。</p>
88	その他	<p>水源の環境保全の取り組みは大切なことと思います。しっかりと2期の計画を策定してください。</p>	E	<p>ご意見のとおり取り組んでまいります。</p>
89	その他	<p>教育の中でも、林業や農業について、里山について、環境についてのある程度の知識・技術（実技）を「専門学校」で学ぶばかりではなく普通科の授業に取り入れていくと良いと思います。専門学校と協力して行えば負担も小さいかと思います。</p> <p>なにより、机上の勉強よりも楽しく、意味が体で分かると思います。また、単発・短期ではなく、長期で、自然が好きになることを軸に、保育園・幼稚園・小学校から取り組めたらと思います。</p>	C	<p>県立高校教育力向上事業として、吉田島総合高等学校で演習林の実習を公開するなど、教員の自然環境教育の能力向上に向けた取組を行っております。また同校では、幼稚園児から小中学生までを対象とした体験実習も行っております。</p> <p>なお、現在、専門高校以外の高校でも、地域との連携の中で、地元の里山の作業を体験するなどの活動を行う学校もございます。今後もこのような教育機会の拡充に対して、検討してまいります。</p>
90	その他	<p>素案において、いわゆる水源環境保全税の総額が出されたが、税率はどうか。水源環境保全の取組は必要と思うが、今ぐらいの負担額が適当と思う。</p>	E	<p>素案による特別対策事業費のうち新規必要額については、現行税率による税収額で賄うことができるものと認識しています。したがって、現時点では税率の変更は考えていません。</p>
91	その他	<p>水源環境保全の取組は大切だと思いますので、税負担をしても結構です。但し、県のホームページを見ても整備箇所や整備後の状況がわかりにくいので、写真を多用するなりして、もっとビジュアル的にしてください。</p>	C	<p>県のホームページについては、わかりやすい内容とするよう工夫してまいります。</p> <p>また、水源環境保全・再生施策の取組については、広報用のDVDを作成するなど効果的なPRに努めてまいります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
92	その他	<p>私たちの先人が、川の水を飲料水として用いたことは「隣の人が汚れ物を流さないという顔の見える信頼関係が、江戸時代の水文化を支えていた」(現・滋賀県知事嘉田由紀子、元京都精華大学教授)と、言われています。地球環境保護が言われる現代、郷土史をひもとくことにより、こうした先人の水文化を学び、現代に生かしていくことは大変に意義深いことと考えます。</p> <p>私は現在、小田原市の生涯学習「きらめき☆小田原塾」で市民教授として登録し、郷土史を学んでおります。ここ数年、郷土史に関心のある人たちに早川上水を案内しています。また、年1回ですが地元の中学生に郷土史を話す機会があります。日本最古の水道「早川上水」の話は、目を輝かせて聞いて貰えます。その際、嘉田由紀子元教授の話を伝えることも忘れません。</p> <p>早川上水水門近くに県立地球博物館があります。その一室でもお借りして水道の歴史を知らせることはできないでしょうか。「日本の水道発祥の地」として日本最古の水道「小田原早川上水」を県が報せれば、関心を持たれること間違いないでしょう。正月の「箱根駅伝」では、この水門付近を通過します。対岸に豊臣秀吉の石垣山一夜城跡も遠望され風景も素晴らしい所です。テレビ放送でも日本最古の水道をアナウンスされるのも夢ではないでしょう。早川上水は神奈川県内の遺構であり国の財産でもあります。広報の成果を見て早川上水水門と水門周辺の河川敷を公園化していただければ、子どもたちに生きた教材を提供することができるでしょう。</p> <p>近代水道の発祥は、明治20年の横浜水道です。神奈川県を「わが国水道発祥の県」として水源環境保全の啓発に「早川上水」を活用していただきたい。数年前から「世界水フォーラム」が開催され、皇太子様が出席されています。将来、神奈川県で同フォーラムを開催できることを夢見ています。</p>	C	神奈川県内の水道の歴史を広く県民へ伝えることは大切であり、機会を捉えて取組んでまいります。
93	その他	<p>横浜の住人は、水道の水は全部道志村から来ているとばかり思っている。市がそういう宣伝をしているから。市民活動を支援することで解決しようと考えているようだが、その前に、今までの誤った宣伝を改めさせ、横浜市内の学校や、市の広報などで、県内の水源林も重要であり、横浜の人も県内の水源の保全活動をしっかり行う必要があると教えるべきだ。</p>	C	県内の水源については、毎回、県民フォーラムの中で説明し、周知に努めております。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
94	その他	<p>先日、フォーラムに参加しました。横浜市の水道水は全て道志川からと思っておりましたが、説明を聞いてビックリしました。水源環境保全の取り組みが身近に感じました。しっかりと取り組んでください。</p>	E	ご意見のとおり取り組んでまいります。
95	その他	<p>横浜市内にあります大岡川の水量を安定的に確保して、住民の憩いの場と子ども達の遊び場（ふるさと）としていくために、大岡川源流円海山地区周辺を県内水源保全地域として組み入れてほしい。</p>	D	水源環境保全・再生施策は、良質な水の安定的確保を目的としていることから、水源河川に流入していない大岡川の周辺地域を水源保全地域に組み入れることはできません。
96	その他	<p>県のたよりを見て、相模川に加えて、酒匂川の水を随分飲んでるのだなと思いました。私は藤沢に住んでいるのですが、私の飲んでる水はどの川の水なのだろうかとも思いました。そういう情報は、どこに開けばわかるのでしょうか。それがわかれば、水源を守ろうという気持ちが強まると思います。</p>	E	<p>神奈川県内の上水道の水源については、県企業庁で作成しております、リーフレット「かながわの水がめ」の中に記載されています。</p> <p>また、県企業庁のホームページでもご覧いただけます。 www.pref.kanagawa.jp/osirase/kigyorisui/mizugame.html</p>
97	その他	<p>最近ではゲリラ豪雨や大きな台風被害が起きています。こうした被害に対して水源税は使えないと聞いたのですが、何故なのでしょう。同じ県税ですから、どれに使える、使えないというのは複雑でわかりにくいではないでしょうか。要は、森林整備が進めば良いのですから、使えるようにしてはどうでしょうか。</p>	D	水源環境保全・再生施策における特別対策事業は、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組で、かつ新規に取り組む事業や従来からの取り組みを充実・強化する事業を対象としていることから、従前から実施している災害復旧に水源環境保全税を充当することは困難です。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
98	その他	<p>水源環境税を時代を担う子供達のため、自然のサイクルを保つため、経済を活性化するために使ってほしい。例えば、木をふんだんに使った建物で子供達が日々過ごせるような施設を増やしてもらえれば、自然のサイクルが保て、自然災害も減り、経済も動くと思います。</p> <p>新築・増改築の戸建・マンションにも木を使った建物が増えることも望みます。「食」でも地産地消と言われる中「木」でも同様に神奈川県の木を使ってもらいたいと思います。使うには、助成金のような形で、私たち消費者を助けてくれると「木」を使いたくても使えないと思っている者も助かります。</p>	D	<p>水源環境保全・再生施策における特別対策事業は、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組を対象としているため、ご意見にあるような取組に対して水源環境保全税を充当することは困難です。</p> <p>一方、国において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(H22年法律第36号)」がH22.10.1に施行され、低層の公共建築物については原則として全て木造化を図ることとしています。これを受け、県においても、従前の「公共施設の木造・木質化等に関する指針」を改定し、県の基本方針の策定準備を進めているところであり、これまで以上に公共施設での木造・木質化を図ることとしています。</p> <p>また、23年度新規事業として県産木材を使用して住宅を建築する施主の方を対象に経費の一部を助成する「県産木材活用促進費補助」を実施しています。</p>
99	その他	<p>昨今の見過ごせぬ事態として、外国人が日本国（神奈川県のみでなく）土地購入の事態が起こっている、特に森林地帯で用水域、水源地、温泉、山林そのものを購入する。</p> <p>中国においては、土地購入後60年経つと国に返却させられ、私有財産とならない。</p> <p>日本の場合には、土地購入すれば、永久に相続関係は存するが、私有財産として保持できるために、その関連でも外国人の日本国の土地購入が、加速している。</p> <p>緊急でやらなければならないことは、日本国（神奈川県）で、外国人に土地購入禁止条例を早急に法律化し、施行することである。12の事業に内容含有すると思うが、施行、歯止めをかけた上で、5か年計画を実行するのは結構ですが。</p> <p>追記 戦後60数年、危機管理が薄れ、自分のものは自分のもの、人のものも自分のもの、にする外部民族がいる限り、自分のものは自分で守らなければならない時代になったことを痛感するが故にあえて意見するものです。</p> <p>日本人、（県民）であるならば、主義主張を超えて議会における早急な法制化の行動が必要である。</p> <p>虫食いだらけの悪い土地に、我われ日本民族の子孫が住むことは我慢ならないことだと思ふ。</p>	D	<p>外国人による土地購入禁止に関する法制化については、国が所掌する事務の範疇であることから、県による対応は困難です。</p> <p>また、この度、森林法が改正され、水源かん養など森林が持つ公益的機能を十分に発揮させるために必要な間伐については、森林所有者の如何に拘わらず実施できるように私権制限の強化が図られました。このため森林売買を制限しなくても、森林が持つ公益的な機能は確保できるものと考えています。</p>
100	その他	<p>自然災害が起きた場合に、今後5年間の特別対策事業と一般事業の兼ね合いはどのようになっているのか。</p>	E	<p>水源環境保全・再生施策の対象は、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組で、かつ新規に取り組む事業や従来からの取り組みを充実・強化する事業に該当するものとなっていることから、従前から実施している災害復旧を特別対策事業の中で実施することは困難であり、一般会計等の事業で実施することになります。</p>
101	その他	<p>行政の行う施策の整合性、将来計画について、環境保全（生物多様性、地球温暖化、景観保全等々）に重要な今回のようなテーマに関連して、地域性があることは肯定するものの、国としての施策、将来計画はどうなっているのだろうか。農水省、林野庁、環境省、経産省など関係省庁が、整合性のある将来ビジョンのもとに、それぞれの担当分野において適切な計画をもって取組まれているのか。よく見えません。</p>	E	<p>水源環境保全・再生施策は、県内における良質な水の安定的確保を目的とする独自の取組であり、国が主導して取り組む全国的な課題とは分けて考える必要があるものと考えます。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
102	その他	<p>目標は評価ができるように、極力、数値化、定量化して欲しい。まだまだ、あいまいなものがある。</p> <p>また、定量化評価に加え、それによってどうなったのか、良く分析を行って欲しい。</p>	B	<p>素案の中では、事業進捗を量的な面から評価する上で必要な目標とするため、極力数値化しております。</p> <p>また、県民参加による仕組みづくりとして設置された「水源環境保全・再生かながわ県民会議」は、5か年計画に位置付けられている特別対策事業を点検・評価する役割を担っていますので、事業評価の方法については県民会議の中で検討してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、定量化評価に加え、事業効果を把握することは重要なことと考えております。このため、11番事業の水環境モニタリング調査で長期的な観点からデータ収集を行っているところです。</p>